

盛岡市監査委員告示第 29 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 24 年 10 月 10 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
同 藤 尾 善 一
同 佐 藤 敬 三
同 川 村 幸 子

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は、教育機関（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）である。うち、次の機関を実地監査の対象として監査を実施した。

実 地 監 査 対 象 部 課 等	監査実施年月日
厨川小学校，見前南小学校，外山小学校，見前南中学校， 蕨川中学校，米内中学校	平成 24 年 7 月 30 日
津志田小学校，都南東小学校，北松園小学校，洪民小学 校，城西中学校，北松園中学校	平成 24 年 7 月 31 日
仁王小学校，桜城小学校	平成 24 年 8 月 1 日
太田東小学校，高松小学校，黒石野中学校，城東中学校， 北陵中学校，	平成 24 年 8 月 2 日
城南小学校，繫小学校，大新小学校，東松園小学校，繫中 学校，つなぎ幼稚園	平成 24 年 8 月 3 日

第 2 監査の範囲

平成 23 年度の事務の執行

第 3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては、平成 24 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について、実地監査の対象とした部署においては、同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づき、適正か

つ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

I 教育機関

仁王小学校

【注意事項】

- 1 就学援助費の支給に当たり、就学援助費支給管理簿兼受領書に保護者の受領印がない事例が1件見られたので、適正な事務の執行を求める。